

入イニテ黨ノ入黨スルハイテ得

第五條 團員ハ本團ノ團員ニシテ黨ニ加入シタルハ本團ノ團員トシテ得

第六條 中央執行委員會ニ於テモハ委員ニ任ズルハ本團ノ同意ヲ得

第七條 本團ノ團員ニシテ黨ニ加入スルハ本團ノ同意ヲ得

第八條 本團ノ團員ニシテ黨ニ加入スルハ本團ノ同意ヲ得

第三章 附則

第九條 本團ノ團員ニシテ黨ニ加入スルハ本團ノ同意ヲ得

第四章 附則

第十條 本團ノ團員ニシテ黨ニ加入スルハ本團ノ同意ヲ得

第五章 附則

第十一條 本團ノ團員ニシテ黨ニ加入スルハ本團ノ同意ヲ得

第四節 附則

第十二條 本團ノ團員ニシテ黨ニ加入スルハ本團ノ同意ヲ得

第十三條 本團ノ團員ニシテ黨ニ加入スルハ本團ノ同意ヲ得

第十四條 本團ノ團員ニシテ黨ニ加入スルハ本團ノ同意ヲ得

第十五條 本團ノ團員ニシテ黨ニ加入スルハ本團ノ同意ヲ得

第十六條 本團ノ團員ニシテ黨ニ加入スルハ本團ノ同意ヲ得

第十七條 本團ノ團員ニシテ黨ニ加入スルハ本團ノ同意ヲ得

第十八條 本團ノ團員ニシテ黨ニ加入スルハ本團ノ同意ヲ得

第十九條 本團ノ團員ニシテ黨ニ加入スルハ本團ノ同意ヲ得

第二十條 本團ノ團員ニシテ黨ニ加入スルハ本團ノ同意ヲ得

第二十一條 本團ノ團員ニシテ黨ニ加入スルハ本團ノ同意ヲ得

第二十二條 本團ノ團員ニシテ黨ニ加入スルハ本團ノ同意ヲ得

第二十三條 本團ノ團員ニシテ黨ニ加入スルハ本團ノ同意ヲ得

第二十四條 本團ノ團員ニシテ黨ニ加入スルハ本團ノ同意ヲ得